

大正一三年の

宮内省侍医寮臨時診療所の活動について

堀 口 修

はじめに

大正一二年九月一日に起きた関東大震災は、我が国に大きな被害をもたらした。この時、天皇・皇后及び摂政、さらには皇族の方々は、被災者を救済すべく多方面にわたる施策と活動を行い、自ら被災地を慰問・視察されて非常時に立ち向かわれた。また、宮内省では貞明皇后の思召をうけて宮内省巡回救療班を組織して東京と横浜で救療活動を積極的に行った。これらのことについてはすでに検討したのであるが¹⁾、非常時に際しての皇室と宮内省の施策と活動は、それらに止まらない。実は、宮内省侍医寮においても臨時診療活動を行っているのである。

侍医寮の臨時診療活動は、震災後から約一年四ヶ月後の大正一三年一二月、及び翌一四年一二月の二回、歳末の貧者救済という形で行われたのであるが、まだまだ震災の被害から復旧・復興が進まず、数多くの罹災者が将来への希望や展望を持ってない状況下に行われている。そうしたことからこの活動も皇室と宮内省が少しでも震災被害者を含めて、諸々の被害をうけた人々を救済したいという思いから実行されたとみることができる。そうしたことから関東大震災後の皇室・宮内省の救療活動の枠の中で検討することにした次第である。

現在のところ歳末期の侍医寮を中心とした診療活動がこれ以前に行われたかどうかは寡聞にして知らないが、大正一三年と翌一四年の歳末に実施²⁾されたことが特異な例として認められる。そこで本稿では、まず大正一三年の侍医寮の臨時診療活動がどのようなものであったのかを検討してみたい。

なお、宮内省侍医寮臨時診療所の活動を伝える史料は多くはないのである

が、本稿では宮内公文書館所蔵／宮内省総務課「諸事録 震災録」中の「宮内省侍医寮臨時診療本部日誌の件」、「三河島診療所日誌の件」、「宮内省侍医寮臨時大平町診療所日誌の件」を軸としてその活動内容を検討する。なお、本節の「一 侍医寮と関係機関との協議」と「二 宮内省侍医寮臨時診療所本部の活動」は、右の「宮内省侍医寮臨時診療本部日誌の件」、同「三 三河島診療所及び大平町診療所の活動」は、「三河島診療所日誌の件」、「宮内省侍医寮臨時大平町診療所日誌の件」によるので、いちいち典拠史料名を掲記しなかったことをお断りしておく。諸氏の御理解を得たい。

一 侍医寮の活動計画案の策定

大正一三年一月一五日午後、宮内省本省会議室で侍医寮の臨時診療事業として診療所設置に関する会議が開かれた。出席者は、宮内次官関屋貞三郎、庶務課長・侍医鳥山南寿次郎、事務官黒田長敬・同川西文夫・同武宮雄彦・同西邑清、書記官本多猶一郎、警視庁衛生部長石井保、同医務課長亀岡慶治、東京府社会課長神尾式春、同嘱託園山茂右衛門、東京市助役岡田忠彦、同衛生課長田村瑞穂、同保護課長難波義雄。

会議は、関屋次官から提議された左の診療箇所、診療科、時期・時間、診療設備、人員、周知方法、他病院との連絡、地域医療機関への配慮に関して協議された。そして、会議後の処置も含めてつぎのようなことが決定した³⁾。

- ①診療所数及び設置箇所—警視庁、東京府、東京市が取り調べの上、次回の会議で選定を申し出る。
- ②診療範囲・程度—(イ) 診療の範囲は、内科・外科・小児科・眼科とする。併し、伝染病・流行病及び重急患者の処置は、避病院及び慈善病院等と連絡をとり、その収容方法は相当斡旋する必要がある。また(ロ) 診療の程度は、所診を原則とするが、救療の目的を徹底するには往診を並行する必要がある。なお患者の資格範囲は特に制限を設けない。
- ③診療時期・期間・時間—時期・期間は、一二月一六日から三〇日までの

- 一五日間、時間は午後三時から午後九時までの六時間⁴⁾。
- ④診療建物の選定・使用条件—警視庁、東京府、東京市で取り調べの上、次回の会議で申し出る。
 - ⑤診療所の医員・薬剤員・事務員の選定、嘱託・看護婦・小使の選定雇傭—医員・薬剤員及び看護婦は宮内省で、事務員・小使は東京府・東京市で選定する。
 - ⑥診療所設置の周知方法—(イ) 宣伝ビラ、(ロ) 掲示、(ハ) 巡査及び東京市方面委員等による戸ごとの告知、(ニ) 新聞紙の利用、(ホ) 電車内公告（その方面電車に限る）。
 - ⑦伝染病・流行病及び重急病患者の収容避病院その他慈善病院との連絡方法—宮内省で諸向へ交渉する。
 - ⑧臨時診療事業の附近開業医に及ぼす影響—会議の翌日、武宮事務官、東京府医師会長医学博士北里柴三郎を訪問し懇談の上、その諒解を得た。

また、この会議において石井衛生部長から他の診療施設との関係を考慮し、宮内省診療所はなるべく現に不足している方面を補うことを目的にして設置してはどうかとの考えが示された。さらに、神尾社会課長からは諸般の点から診療事業は面倒なことが少なくないので、むしろ府・市・その他が設置した診療所または病院等への侍医の差遣・慰問、或いは滋養物の御下賜等が比較的行いやすく、且つ有難き御思召を伝える上で極めて有効であるとの発言がなされた。これに対して杉庶務課長は、二人の意見を尤もとしながらも、それは別に考慮し、今回は案により進捗したいと答えた。

ついで、翌一六日、武宮事務官が北里博士邸及び済生会に赴いて打合せを行った後、一八日午前、警視庁衛生部で会合が催された。警視庁から衛生部長石井保、医務課長亀岡慶治、星川長之助及び高島信淳両技師、東京府から社会課長神尾弑春、嘱託園山茂右衛門、東京市から衛生課長田村瑞穂、済務掛長豊浦益郎、医務掛長高橋衛、宮内省から事務官武宮雄彦、竹入属が出席。

本会合では一五日の協議事項をより具体的に協議して、診療箇所、人員、診療科及び時期・時間、設備、経費、周知方法などについて左のような内容が決定された。

第一、診療所

(一)位置・建物・担当者

- イ、本所大平町・大平小学校又は市立婦人職業講習所・警視庁担当
- ロ、三河島・本願寺託児所・警視庁担当
- ハ、日暮里・桜楓会託児所又は府立診療所・東京府担当
- ニ、大井町・府立隣保館・東京府担当
- ホ、深川猿江裏・善隣館又は猿江小学校・東京市担当
- ヘ、四谷旭町・双葉保育園又は新宿御苑内バラック・東京市担当

(二)建物の使用手続

建物使用方の手続きは警視庁・東京府・東京市において各担当別に取り計らうことにする。もし予定した建物を使用できない場合は、付近に相当の建物を探るか、或いは宮内省と協議の上、診療所の位置を変更する。

第二、診療所員一診療所一ヶ所ごとに左の所員を置く、但し状況により補充し得る途を講じておくことを要す。

(一)主任・侍医⁵⁾ 二名

(二)医員（嘱託）五名 内科二・外科一・小児科一・眼科一

(三)薬剤員（嘱託）五名 薬剤師二・助手三

(四)看護婦（雇傭）八名 内科三・外科二・小児科二・眼科一

(五)事務員（嘱託）四名

(六)小使（雇傭人夫）五名

計 二九名

右のうち、事務員は警視庁・東京府・東京市において各担当別にその職員中から事に慣れた者を選ぶ。但し事情により交代することがある。小使は診療所ごとに担当者が傭い上げる。診療所員には委員その他本部員同様、特に辞令書を交付しない。

第三、診療

(一)診療の範囲

内科、外科、小児科、眼科とする。

診療は、所診を原則とするが、事情により往診を行うこともある。

この場合、伝染病、流行病患者は、府及び市の避病院へ、その他重急病患者は、済生会その他の救療病院と連絡をはかり、収容方について斡旋する。

(二) 診療の時期、期間及び時間

時期 自一二月一五日至一二月二八日 期間一四日間

時間 毎日午後三時から同九時まで

第四、設備

イ、医療器具はすべて宮内省で用意する。

備考 医療器具は、東京帝国大学その他受持病院のものを各自なるべく使用するように依頼する。

ロ、薬品・材料は、一診療所が要する種類・数量を概定し、宮内省から配給（或いは商人に命じて配達させる）し、その後所要のものは各診療所で委託金で購入する。

ハ、医療用以外の設備は各担当で診療所ごとに整え、普通消耗品等の所要品は委託金で購入する。但し高張提灯その他宮内省を表示すべき所要具及び宣伝ビラ・掲示紙・患者カード・診療券・薬袋・レフテル等は宮内省で準備する。

第五、経費

医薬費及び雑費の一部を各担当者に委託する。

第六、周知方法

イ、宣伝ビラ

ロ、掲示

ハ、巡査、方面委員等により戸毎に告知させる。

ニ、新聞を利用する。

ホ、電車内公告（可否につき議論あるべし）

第七、その他の打合事項

イ、警視庁、東京府及び東京市において各担当診療所毎に事務主任を定め、一ヶ所で要する経費の大体の見積書を提出する。

ロ、右について一二月二一日午後一時、警視庁で会合して予算に関する協議する。

- ハ、予定診療所は、実地検分の上に確定する。
- ニ、青年団、在郷軍人団、その他の援助については、なるべく避けるが好意的助力を拒むのは問題となるので、各担当者において適当に処置する。勤労に対する報酬・謝礼等のことは事後実情により詮議する外ない。
- ホ、診療所員の夕食は、賄料を給して実物給与としない⁶⁾。
- ヘ、医員その他に対する乗物は、料金を手当に加算して給する。

一月十九日、宮内次官室で省内委員の会議が開かれた。出席者は、庶務課長杉琢磨、事務官武宮雄彦、事務官黒田長敬、侍医頭代鳥山南寿次郎、事務官西邑清、書記四名。まず最初に武宮事務官から前日の警視庁での会議の様式及び協定事項について報告があり、ついで鳥山侍医から侍医寮で開かれた侍医総会で協議された左の意見が提出され、それを受けて調整がなされた。

①診療期間を一二月一〇日から二五日までに変更する。理由は、御避寒の行幸啓を一二月下旬とすると、期間を変更すれば侍医全員が活動できる、従来の経験から診療を求める者は歳末に迫ると減少し中旬頃の方が寧ろ多い、年末二六日以後の分は投薬すれば御趣意に副う結果を得られるからである。

この意見について杉課長は、是認して期間を一〇日から二五日に変更することを決定する。但し一応警視庁・東京府・東京市と協議して同意を経て確定することにする。その後、協議の結果、同意を得る。

②診療所を五ヶ所に限る。理由は侍医数一〇名で、一日交代として一ヶ所二名の割合で従事すると六ヶ所では支障が生じる。

この意見について杉課長は、経費関係もあるので五ヶ所と決定する。この時、武宮事務官から東京府より大井町の診療所にあてる隣保館の建築が間に合わない旨の申し出があり、同地方の細民は日暮里方面と異なり下の上位なので大井町を中止して五ヶ所とし、いずれ警視庁及び府市と協議の上決定するとの発言がある。

③医療器械は、侍医使用の分のみ最小限度新調とする。これは追って協議

の上、決定することになる。

- ④薬剤師長を調剤監督のため本事業に干与させる。なお、このことは当日決定せず、二一日午前の侍医会議で干与させることが決定する。
- ⑤宣伝文中に三時間は侍医必ず出勤し診察に従事する旨を記入してもよい。なお、宣伝文案は侍医寮へ協議することが決定する。
- ⑥付近開業医の感情を害しない措置、委員・薬剤員を交代しないこと、受持病院決定の交渉は官房にて取り計らうこと。このことは、杉庶務課長が慶応大学と慈恵大学と交渉して快諾を得る。東京帝国大学は、入沢侍医頭が交渉済み。
- ⑦診療所担当の侍医は、侍医寮で決定する。
- ⑧診療時間は、午後四時から同九時までに変更。
- ⑨二一日午前九時からの侍医全員の会合で具体的な打ち合わせを行う。
- ⑩済生会の進言もあり細民診療の目的を徹底するため診療券を交付する。その方法は、東京市の方面委員及び巡査により配布させる。但し診療券を所持しない者も診察を拒否するものではない。
- ⑪坂下倶楽部員に診療所を巡視させ宣伝させる。
- ⑫青年団員、在郷軍人会員の好意的斡旋は適当に処置する。
- ⑬夕食は、代料を交付する
- ⑭乗物問題は未定。但し、侍医と雖も官車を用いないこと。

一一月二一日午前九時、会議室で宮内省内関係者の会議が開かれる。出席員は、庶務課長杉琢磨、事務官武宮雄彦、同黒田長敬、同西邑清、各侍医（侍医高橋信は当番のため欠席）、書記四名。会議ではつぎのことが報告、決定する。

①各診療所の担任侍医決定の報告。

- | | | |
|----------|-------------|--------|
| 一、大平町診療所 | 主任・侍医八代豊雄 | 侍医山川一郎 |
| 二、三河島診療所 | 主任・侍医西川義方 | 侍医高木逸雄 |
| 三、日暮里診療所 | 主任・侍医八田善之進 | 侍医松永琢磨 |
| 四、猿江診療所 | 主任・御用掛荒井恵 | 御用掛寛繁 |
| 五、四谷診療所 | 主任・侍医鳥山南寿次郎 | 侍医高橋信 |

- ②器具器械は、一ヶ所金千円を限度として新規に調入する。
- ③各診療所に宮内職員一名宛を会計掛として付属させる。
- ④各大学病院医員の内から主任を定め、主任侍医と折衝協議させる。
- ⑤各大学へ医員選定方交渉のため左の侍医・御用掛を出頭させて打ち合わせさせる。
 - 慶応大学へ鳥山侍医
 - 慈恵大学へ荒井御用掛
 - 帝国大学へ山川侍医
- ⑥医員、その他の手当給与額につき、侍医の意見は左の通り。

医員	一人	一〇〇円
薬剤師	一人	七五円
看護婦	一人	六五円
- ⑦二四日午後三時、本省で委員・事務担当・医員等、全員による会合を開き各担当診療所毎に打ち合わせを行う。
- ⑧辞令書の交付はすべて略し口達とする。但し礼状については考慮する。
- ⑨薬剤師長は、調剤監督のため本事業に参加させる。

また、同日午後一時、警視庁で打合会が開かれる。出席者は、警視庁の石井衛生部長・亀岡医務課長・星川及び高島の両技師、東京府の園山囑託、東京市の田村衛生課長・高橋及び豊浦両掛長、宮内省の武宮事務官・竹入属。

まず、最初に武宮事務官から診療所を五ヶ所とすること、診療所担当侍医と診療所受持病院の決定のこと、診療券交付のこと、医療器械類購入のこと、診療期間を一〇日から二五日までとすること、診療時間を午後四時から九時までに変更すること、その他省内会議で決定した事項を説明し、その承認を求めたところ、診療券以外については異議なく承認され確定する。

なお、配付する人により基準が異なることから診療券⁷⁾配布の標準に関して非難が生じるのではないかとの意見については、東京市の方面委員・巡査等により戸毎に配付するので、その認定方については若干の差違をきたすこともあろうが、大なる非難をうけることはない、殊に診療券を有しない者も診察するのでその憂いはない。また配付区域については各担当庁署において

適当に区域を協定し重複を避けるとの見解が示される。

ついで各担当官公署で取り調べた診療所建物について大平町＝元警察署建物、三河島＝本願寺託児所、日暮里＝桜楓会託児所、富川町＝市立託児所（猿江裏には適当の建物なく、且つ細民集団の関係上、富川町に変更したい旨の申し出が担当の東京市社会局からあり変更する）、鮫ヶ橋＝鮫ヶ橋小学校（東京市衛生課から建物の関係上、四谷を変更したい旨の申し出があり変更する）とするとの報告がある。また、警視庁の調査に関わる診療所設備費予算案（一ヶ所＝一、六〇五円）が提出され、研究の上、決定することになる。

またこの日、宮内次官関屋貞三郎の意見により日本赤十字社に一ヶ所担当させることになり、杉庶務課長、山川侍医が交渉の結果、承諾を得る。ついで東京帝国大学と医員の派出方について交渉する。

一月二四日午後三時から宮内省会議室で打ち合わせが行われ最終調整がなされた。出席者は、宮内省の宮内次官関屋貞三郎、官房庶務課長杉琢磨、宮内事務官武宮雄彦、同川西文夫、同西邑清、侍医九名（侍医八田善之進欠席）、書記四名、警視庁から医務課長亀岡慶治、星川長之助・高島信淳両技師、東京府の社会課長神尾弑春、嘱託園山茂右衛門、東京市の衛生課長田村瑞穂、保護課長難波義雄、医務掛長高橋衛、済務掛長豊浦益郎、東京帝国大学医学部の永井純三、中沢転平、石川友示、上條秀介（以上、内科）、東陽一、未定代奥谷（以上、外科）、矢吹舜、八代武夫（以上、小児科）、黒沢潤三、原田永之助（以上、眼科）、神藤英保、内田武次、青木喜四郎、田中重平、慶応義塾大学の久保昂、青景実（以上、内科）、柴沼董（以上、外科）、高木六郎（眼科）、山岸幸一（小児科）、伊吹高峻（薬局）、東京慈恵会医科大学の田島通亮、梁武雄（以上、内科）、野崎開知（外科）、久保田敏夫（小児科）、奥脇達男（眼科）、日本赤十字社の井上喜一（内科）、森住久光（外科）、永田英祐（小児科）、吉田更吉（調剤）、事務副主幹堤元齡。

関屋次官からの挨拶後、杉課長の司会により左の事項が協議決定される。

- 一、各病院の担当すべき診断所の決定。
- 二、診療所の医員、薬剤員及び看護婦の選定。

すべて各医院所属病院から選出することに決定。

三、各診療所医員及び薬剤員中代表者の特定。

大平町診療所	医員	井上喜一
三河島診療所	同	永井純三
日暮里診療所	同	上条秀介
富川町診療所	同	田島通亮
鮫ヶ橋診療所	同	久保 昂

ついで各診療所の主任、侍医、医員、事務担当者が集合して部会が開かれ、①診療所所要の薬品材料の種類及び数量、②患者レセプトカード・診療券・レツテルその他の様式、③伝染病・流行病及び重急病患者の処置及び往診、④診療所における記録及び統計、⑤本部と各診療所の連絡及び各診療所における事務の分担が協議され左のことが決定した。

- 一、各診療所毎に主任侍医・医員・事務担当者等、全員で診療所に臨み設備その他の検分を遂げる。
- 二、様式印刷物、記録統計、連絡方法等は、本部において適切に取り計らう。
- 三、看護婦送迎用の自動車を希望するとの意見については、同意できないが実費については考慮する。
- 四、手術衣は、一人二着ずつ新調する。
- 五、診療担当区域は予め一定して重複交錯を避ける。また、診療券の配付についても同じとする。
- 六、伝染病・流行病患者は、一旦自宅に引き取らせ、府及び市の担当機関に通知して処置する。
入院を要する重症患者は、各医員所属の病院に連絡を取り、入院方を取り計らう。もし収容できない時は済生会病院で収容する。

そして会議は、最後に一二月一日午後一時から事務担当者会議を宮内省で開催することを決定して終えた。なお、諸印刷物の様式については、その後武宮書記官と侍医寮との間で協議され成案を得た。

一二月一日午後一時、宮内省会議室において事務担当者会議が開かれた。

出席者は、宮内省の烏山侍医、細井薬剤師長、武宮事務官、書記三名、警視庁の星川・高島両技師、東京府の園山囑託、東京市の高橋掛長、豊浦掛長代理佐野事務員。会議では患者日表・初診受付簿・再来受付簿、レセプト・レットル・薬袋、診療券・ポスター・宣伝ビラの各様式を決定する。また左のように各診療所設備の大体が決まる。

- ①本部から各診療所へ配付するもの（一ヶ所毎）—診断書用紙（一〇〇枚）・死亡診断書（一〇〇枚）・第一期種痘証（一〇〇枚）・伝染病患者発生届（二〇枚）。その他、帳簿類・罫紙白紙類・炭酸紙・鉄板筆・インキ・鉛筆・封筒・ペン・毛筆・墨汁・吸取紙・板目紙を配付する（数量は、適宜）。また「内」・「外」・「小」・「眼」・「再来」・「新来」・各診療所名などのゴム印も配付する。
- ②宣伝—ポスター（一ヶ所三〇〇枚。計一、五〇〇枚）、ビラ（一ヶ所二〇、〇〇〇枚。計一〇〇、〇〇〇枚）。これらは本部で印刷して各事務担当へ交付し、事務担当において掲示及び配付する。
- ③医療器械—一ヶ所一、〇〇〇円の予算内で各診療所において侍医の承諾を経て購入し、見積書は同時に本部へ提出する。
- ④薬品材料—一ヶ所八〇〇円の予算内で各診療所において薬剤師長の承諾を経て購入する。
- ⑤各診療所の事務的設備—左記の予算の範囲で各事務担当が計画・実施する。
〈診療所費一ヶ所〉借館料（一五〇円）・点灯料（三〇円）・給水料（一〇円）・器具損料（五〇円）・消耗品費（五〇円）・薪炭費（六三七円）・掃除器具（三〇円）・運搬費（六〇円）・人夫費（二七〇円。一日三円・一八日分。一ヶ所五人）・人力車費（一六〇円。一日一〇円・一六日分）・自動車雇費（三五二円。看護婦乗用の分）・雑費（一六〇円）。計一、九五九円。
- ⑥各診療所の写真—宮内省の写真班が撮影する。
- ⑦日報及び受付簿—翌朝速達便で本部へ送付する。
- ⑧診療所員往復乗車—医員・薬剤員の往復は、宮内省においては関知しない。また看護婦の往復は、自動車使用の時は宮内省において賃金を心配する。

⑨レセプト記入方法—病名等は、日本語で記入する。また職業等なるべく精しく記入する。

⑩印刷物注文見込数—受付簿用紙（初診六〇〇枚・再診一五〇〇枚）、診療券（一〇〇、〇〇〇枚）、患者日表用紙（五〇〇枚）、レセプト（一八、五〇〇枚）、宣伝ビラ（一〇〇、〇〇〇枚）、ポスター（一、五〇〇枚）、内用薬袋（二五、〇〇〇枚）、外用薬袋（一五、〇〇〇枚）、頓服薬袋（二、五〇〇枚）、内用レットル三種（四五、〇〇〇枚）、外用レットル（一六、〇〇〇枚）

翌二日、武宮事務官及び書記四名が集まり前日の会議内容を整理すると共に、書記による各診療所の巡視を実行することが決定する。また、診療所費として事務担当に示した予算額は、全部につき本部所要のもの及び印刷交付その他のものをも含むので斟酌するよう各担当へ打ち合わせすることが確認された。

同月三日、次官室に閑屋次官、入江内蔵頭、武宮事務官が参集して「御手許上り金」は、何時にても内蔵寮から支払うことが決定される。また、この日、武宮委員及び書記が集まり、宣伝ビラ（一〇〇、〇〇〇枚。明文社・六日一杯）・ポスター（一、五〇〇枚。明文社・同上）・診療券（一〇〇、〇〇〇枚。明文社・同上）・レセプト（一八、五〇〇枚。明文社・七日一杯）等、各種印刷物の注文を行う。

一二月四日、永井、柴田、竹入の三名が各担当者と同車して大平町・三河島・日暮里、五日に富川町・鮫ヶ橋、八日に武宮、八代・山川両侍医、細井薬剤師長等が大平町・富川町の各診療所を巡視して各設備の視察が行われた。

一二月五日午前一〇時から警視庁で関係警察署長会議が開かれ、宮内省から武宮事務官と竹入属が出席した。会議では石井衛生部長から組織経過の説明があり、その他宣伝、診療券配付方法等につき決定事項の説明がなされた。その後協議に入り、武宮事務官から各診療所の設備・薬品材料については、昨日細井薬剤師長から印刷物を各事務担当に交付したが、これは大体の標準なので、所要に応じて薬剤師長の要求がある時は、事務主任は予算額の範囲内で薬剤師長の承認を経ないで専行購入するようにとの発言がある。また、

このことについては後刻永井属から薬剤師長に報告され諒解を得る。なお、この日、警視庁・東京市へそれぞれポスター三〇〇枚・ビラ二〇、〇〇〇枚・診療券一六、〇〇〇枚、東京市府へポスター二〇〇枚・ビラ一〇、〇〇〇枚・診療券八、〇〇〇枚が送付された。さらに翌六日、警視庁・東京市へそれぞれポスター三〇〇枚・ビラ二〇、〇〇〇枚・診療券一六、〇〇〇枚、東京市府へポスター一〇〇枚・ビラ一〇、〇〇〇枚・診療券八、〇〇〇枚が送付された。同月八日、本部から配給すべき諸用品の大部分が関係部署へ配付された。また、武宮事務官は、第十五銀行へ三〇、〇〇〇円を預金する。

一二月九日、明日の診療所開業を前にして午後四時から本省会議室に宮内次官関屋貞三郎以下関係者が参集する。出席者は、宮内省から大臣官房庶務課長杉琢磨、事務官武宮雄彦、同川西文夫、侍医八代豊雄、同八田善之進、同山川一郎、御用掛荒井恵、警視庁から技師星川長之助、同高島信淳、東京府から社会課長神尾式春、嘱託園山茂右衛門、東京市から衛生部長田村瑞穂、保護課長難波義雄、掛長高橋衛、その他医員・薬剤師・事務担当・看護婦の代表一名宛、計三〇名。この席で宮内次官関屋貞三郎から左の訓示がある。

本日特ニ御参集ヲ煩ハシタルハ 皇后陛下ノ難有思召ヲ奉戴シテ本事業ヲ開始スル以上、診療技術上ノ措置ニ付テハ優秀ナル諸君ノ手腕ニ依頼シテ云為スルノ要ナキモ、社会民衆心理状態悪化セル今日ナレハ、ヤ、モスレハ診療ヲ受クル当然ノ権利アルカ如キ態度ヲ以テ来ルモノアルヤモ難斗ト雖モ、諸君ハ能ク這般ノ事情ヲ諒トセラレ、飽ク迄モ懇切叮嚀ヲ以テ之レニ接セラレ御趣意ノ徹底ヲ期セラレ度。些々タル感情ノ行違ヒ等ヨリシテ、忽チ宮内省ヘ向ケ悪声ヲ放タル、カ如キトアレハ遺憾此上モナキ次第ナレハ、此点ヲ能ク留意セラレ寒天晩夜ノ診療ニ尽サレムコトヲ希望ス。

この訓示から侍医寮による診療活動を「社会民衆心理状態悪化」の中で行うことへの危惧を読み取ることができるが、それをも顧みず活動を行う皇室・宮内省の強い決意を読み取ることができる。

二 宮内省侍医寮臨時診療所本部の活動

前節でみたように診療活動開始までの間、宮内省と関係機関との間で諸々の調整が行われた結果、侍医寮を主体とする救療活動の基本方針が定まり、一二月一〇日から開始することになったのであるが、本節では宮内省侍医寮臨時診療所本部の活動をみてみたい。

診療所開所当日の一二月一〇日、宮内事務官黒田長敬、同武宮雄彦が各診療所、また庶務課長杉琢磨が新聞記者数名を案内して大平町及び富川町の両診療所、書記三名が分かれて各診療所の開業状況を視察した。視察の結果、以下の点が確認された。

- ①各所とも午後四時開業早々、患者が受け付けに殺到したため警察吏員、方面委員等が整理に努めた。
- ②薬袋・レットル・レセプト等の分配が東京市及び警視庁内部での連絡が充分でないため三河島診療所と富川町診療所で不足し混乱した。
- ③鮫ヶ橋診療所では診療科目以外の婦人科の病人が診療を求めるも、特殊設備を要するため診療を拒むべきかについて疑義を生じ本部の指揮を乞う。
- ④薬種商武田長兵衛から販売薬品を診療所に寄贈するとの申し出があり、その受否については本部が決定することになる。

さて、この日の各診療所患者数は、大平町診療所＝三三三名、三河島診療所＝三一三名、日暮里診療所＝二六八名、富川町診療所＝二一〇名、鮫ヶ橋診療所＝二五二名、計一、三七六名であった。なおこの日、侍従黒田長敬から貞明皇后へ診療所一函、ポスター・診療券・宣伝ビラ・診療患者日表（以上、各一部）、診療患者氏名表（新来・再来各一枚）、レセプト（各科一枚宛・四枚）が差し上げられた。

なお、この日の診察模様について、『東京朝日新聞⁸⁾』の記事「寒い夜を大汗かいて 侍医さんや博士連の活動 貧しい病者が待ち兼ねた宮内省の診療所昨夜開始」は、大平町診療所についてつぎのように報道している。

宮内省の侍医さん達と帝大、慶大、赤十字、慈恵会などの立派なる医者さんが無料で診て下さるといふので何処もかしこもえらい景気であつた、先づ本所大平町警察跡の診療所では午後四時開診といふのに早くも正午には蒼い顔して子供を背負つたお婆さん達三四人が駆付け五時には二百人近くに達した。店のおかみさんや仕事帰りの青ざめた人夫等まで続々とつめかけ、眼科は小学生が列を為し七時頃には天幕だけでは足らずお隣の物置まで拝借して収容し真先に駆付けた応援の佐藤赤十字病院長が内科の患者を診察し始める、やがて山川侍医も昨夜の宿直から汗だくで駆付けてすぐ手術衣に更へ、赤十字の五人のお医者さんは八人の看護婦を督励してまるで戦場のやうな甲斐々々しい奮闘ぶり、この間早川大平署長が抜目なく手引をしてゐた。

また、富川町、日暮里、三河島、鮫ヶ橋の各診療所についても触れるところがあり、どこも患者が数多く押し寄せ診療が大変で、各所を視察した杉庶務課長・武居書記官・黒田侍従が「『これでこそ皇后様の思召が達した』と涙を浮かべて喜んで^(宮)みた」と報じている。

翌一日、武宮事務官が鮫ヶ橋診療所、書記三名が各所を巡視する⁹⁾。また、富川町診療所から一〇日の診療に際して二五〇名、一日のそれに際して三〇〇名の未診療者が生じたため対応策について申し出がある。なおこの日、一〇日の診療患者計表が黒田侍従から皇后に、本多侍従から摂政に差し上げられる。さらに侍医寮へも送付される。

同月一二日は、以下に述べるように診療開始後の問題点についての調整が種々なされた日となった。

- ①東京市助役岡田忠彦、同田村衛生課長が宮内省へ出頭して以下の要望をなす。市会議員島田藤吉、府会議員津谷一治郎等より市役所に対して、富川町診療所の患者が非常に多数に上り、毎夜診察を受けられない者が二～三〇〇名に上る状況のため、是非とも増員一医員（内科）二名・薬剤員三名・看護婦三名一してほしいとの陳情をなす。この要望は尤もなので希望を入れていただきたいが、今夜は突然のことで医員の選択等は

間に合わないので、市から供給する薬剤員三名だけは宮内省で配慮してほしいとの申し出がある。

これにつき武宮事務官は、申し出の事情は尤もなので増員について取り計らうべしと答える。そして庶務課長の承認を経て慈恵病院へ増員について交渉する。その結果、慈恵病院の承諾が得られ、今晚から全員派遣するとの迅速な決定がなされ、富川町診療所に内科医員二名・薬剤員三名が増員となった。

- ②東京市社会局保護課長難波義雄が登省し方面委員に診察券を配付させることについて、方面委員側から感情上の点から云為する者が生じたので、宮内省より市長に対して方面委員の尽力を求める旨を依頼してほしいとも申し出がある。よって宮内次官から市長へ依頼状が発せられた。
- ③薬剤師武田長兵衛代理が宮内省に出頭し、同店発売の薬種数店を日暮里・三河島の両診療所へ寄贈した旨を申し出たので、武宮事務官が応接して薬剤師長細井美水の話によれば診療所への寄贈は謝絶し、個人としてならば受納して宜しいと答えた趣であったのではないかと問うと、答弁曖昧により寄贈の趣旨については、一、診療事業の趣旨に賛同して寄贈する義であるならば、宮内省においては薬品も経費も充分なので他の民間の同種の事業に寄贈してほしい、二、宮内省なる故に寄贈する義であるならば一切御断りすると挨拶する。
- ④午後五時から宮内省で各所事務担当者会議が開かれ、以下の事項が打ち合わせされた。
 - 一、武田長兵衛寄贈薬品処置の件—武宮事務官が店員になした挨拶と同様の態度で今後も処置することに決する。
 - 二、予防宣伝ビラ交付の件—大平町の高島担当から日本赤十字社長平山成信からトラホームと結核病の予防宣伝ビラをそれぞれの患者に交付したいとの申し出があったことが伝えられる。これに対しては侍医と協議の上、決定することになる。このことについてはどのような経緯があったのかは不明であるが、後述するように宮内省では印刷せず、各診療所で作成・印刷したものが配付されたことが明らかである。

三、診療締切時刻の問題—現在各所の診療状況は、つぎのような状態であった。

- ・三河島診療所—午後八時から特急患者の外、受付の手加減を始める。但し、急病患者は九時以後と雖も、医局の活動時間内は診療する。毎日約一〇〇名位の求診者は事情懇談諒解の上、空しく帰還する。現在の人員・設備では診療患者の限度四〇〇名位。
- ・大平町診療所—ほぼ三河島診療所に同じで、診療を受けられず帰る者一四〇～一五〇名乃至二〇〇名。優先権を与える問題は実行せず。一二日には新来を七〇名に限り、限度四五〇名。
- ・鮫ヶ橋診療所—午後九時閉門で断り、空しく帰る者はいない。限度四〇〇名。
- ・日暮里診療所—午後八時半締切（急患はこの限りではない）。七～八〇名は帰る。限度四〇〇名。
- ・富川町診療所—診療券交付数一、五〇〇名。限度六五〇名。

この現状を踏まえて、締切の方法については種々方法はあるが、各所の全能力を発揮して診療に従事し余剰の者は対人的に懇談し事情を諒解させて帰還させることにする。

四、再来患者の氏名表報告は、廃止する。

五、各診療所で所員慰労の意味の夜食その他は適宜給与することを事務担当に委任する。

同月一三日、武宮事務官から皇后宮大夫大森鐘一に、黒田・武宮両事務官から関屋次官へ診療概況が報告された。また、武宮事務官が富川町診療所、書記三名が各診療所を巡視する。翌一四日、大平町診療所で眼科担当医の創作になるトラホーム予防宣伝歌を印刷して患者に配付する。この日、黒田事務官が大平町診療所・富川町診療所を、書記三名が各診療所を巡視する。

一二月一五日午後三時から侍医寮において侍医頭、各侍医（高橋・山川の両侍医欠席）、各御用掛、黒田・武宮両事務官による会議が開かれ、以下の事項が決議された。

一、トラホーム・結核の予防宣伝ビラ—各予防協会へ知人から内交渉の上、

申し出があれば配布の便を与えるが、宮内省においては印刷・配布などは行わない。

- 二、侍医の診察—各所がなるべく同一歩調をとる。
- 三、診察締切時間—各所とも現状のまま。
- 四、診療所員増員—医員・薬剤員各一・二名、各看護婦二・三名の程度まで臨機増員できる。但し即日、その旨を事務担当から本部へ報告する。
- 五、薬品その他の寄贈—一切受理しない。
- 六、処方箋は一切出さない。
- 七、診断書は必要に応じて出す。用紙は出来合にて間に合わすこと。
- 八、投薬は、最後の二日間分に止める。
- 九、手当は臨時増員向きは本部へ申報あるものに限り考慮する。

この日、武宮事務官が日暮里診療所・三河島の両診療所を巡視し、日暮里の薬局手狭につき昇降口へ変更すること、砂場へ天幕を張り雨天の際及び患者の控所にあてて調節をはかるよう命じる。また三河島診療所の薬局も手狭のため、事務主任から変更方を託児所主へ交渉することになる。なお、診療所からいまだ請求書が回送されていないため商品を納入した商人への支払いが滞っており、当該商人が支払金受領のため宮内省へ出頭したため、請求書回送の督促方並びに支払要求方について各事務担当へ注意書が発送された。

一二月一六日に日暮里・三河島の両診療所の医療器械類の費用が支払われる。また鮫ヶ橋・大平町両所の診療所費前渡金各二〇〇円宛が現金で交付された。なおこの日、一日一、〇〇〇円を限度として本省派出にて小切手の支払いをなすことが第十五銀行と協定される。同月一七日、三河島診療所から一二月一四日から看護婦見習一名他、鮫ヶ橋診療所から同一六日から小児科医員一名・看護婦一名を増員との報告がある。また、日暮里診療所費前渡金二〇〇円が交付された。

一二月一八日午後三時四〇分から武宮事務官の案内で皇后宮大夫大森鐘一が属官一名を従えて日暮里・三河島の両診療所を巡視する。またこの日、書記による巡回もなされる。同月一九日、書記による巡回がなされる。一二月二〇日、大森皇后宮大夫が黒田事務官の案内で市内三ヶ所（大平町・富川町・

鮫ヶ橋の三診療所と推定)、関屋次官が武宮事務官の案内で日暮里・三河島の両診療所を巡視する。なおこの日、第二回目の三河島診療所費三〇〇円が内渡しされる。同二一日、黒田事務官、日暮里・三河島の診療所を巡視する。同月二二日、鮫ヶ橋診療所費四五〇円が前渡しされ、また同所へ小切手七枚が交付される。

一二月二三日、午後一時から各診療所事務主任会議が開かれる、手当支給の範囲・関係員酬労の範囲が検討された。また、今回の診療活動の終末を控えての残品整理についても検討され、器械類は使用に堪えるものは侍医寮へ回収、諸用品類は主任がなるべく処分、薬品材料は富川町診療所＝慈恵会、大平町診療所＝日本赤十字社、その他＝済生会へ寄贈と決定される。午後四時から関屋次官は、黒田・武宮の両事務官の案内で大平町・富川町の両診療所を巡視する。同月二四日、終末期の準備が行われると共に、三河島診療所へ一〇〇円が前渡しされる。同月二五日、黒田・武宮の両事務官、竹入属が陪乗して各所を巡視する。また、鮫ヶ橋診療所・大平町診療所・三河島診療所へ小切手が交付される。同月二六日、東京府知事宇佐美勝夫、登省して診療事業の御礼を述べる。またこの日、明二七日の終了式の準備がなされる。

一二月二七日、午後一時、本省において侍医頭・委員・各診療所員の出席の下、終了式が執り行われて宮内大臣牧野伸顕から左の挨拶がある。

本診療所開始ノ際ニハ各位ト会スルノ機ナカリシカ、茲ニ本事業ノ終了ニ当リ御挨拶ヲ申上ケル機会ヲ得タルハ喜フ所テアル、皆サンモ御承知ノ如ク、皇后陛下ニ於カレラレテハ昨年震災後間モナキ今日ニ於テ不足勝チナル人々ノ診療ニ就テハ、深ク御心ニ掛ケサセ給ヒ此事業ヲ始メタノデアリマスガ、皆様ノ御尽力テ非常ナル好成績ヲ挙げマシタコトハ誠ニ喜ハシイ次第デアリマス。本日モ東京市長カ方面委員ノ方ト共ニ参ラレテ市民ヲ代表シテ御礼ヲ申上ケ呉レト申出ガアリマシタ。如斯ク予想外ノ成績ヲ挙ケルコトヲ得マシタノハ諸君カ此寒天ニモ拘ラス非常ニ御骨折リ下サツタ結果デアリマシテ、毎日ノ診療患者数ノ如キモ其都度言上致シ居リ、陛下ニ於カセラレマシテモ御悦ヒ在マスコトヲ各位ニ御伝ヘスルコトヲ喜ハシイ次第デアリマス。

診療期間ハ長イト申ス程デハアリマセンガ、夜間而カモ寒冷ノ候ニ診療ヲ為スノ困難ナルコトハ十分ニ御察シ致シ居リマシタ処、各位中幸ヒニ病氣等ニ罹ラレタ方アリシヲ伺ヒマセンノハ、各位モ陛下ノ難有思召ヲ奉戴シ緊張シテ事ニ当ラレタ結果デアロウト窃カニ推察致シテ居リマス。五万人以上ノ人々カ陛下ノ難有恩恵ニ浴シタルヲ思ヒ各位ノ之ニ服シタル努力ト労苦トヲ想像シテ感謝措ク能ハサル所デアリマス。一言以テ挨拶ニ代ヘル次第デアリマス。

ついで宮内次官関屋貞三郎から委員惣代田村氏及び各診療所事務主任惣代に手当が交付され、終わって犒労の辞がある。引き続き入沢侍医頭が労績を犒い「明年モ亦斯ル企アルアラハ各位ノ努力ヲ冀フ旨希望スル所アリ」との辞がある。その後、判任官食堂に関係者一同が会し、関屋次官から挨拶があり、つぎに皇后の思召による賜菓がある。また、一同に宮城・内廷、及び新宿御苑の拝観が差し許された旨が伝えられ、式後宮城・内廷の拝観がなされた。なお、省内関係員へは手当と皇后宮職より賜物があった。なお、この日、本部は、御手許上り金五、〇〇〇円を内蔵寮から受け取り省内派出へ委託預け入れする。

三 三河島診療所及び大平町診療所の活動

ここでは活動状況に関するデータがある三河島診療所と大平町診療所の診療活動について具体的に触れてみたい。

○三河島診療所

三河島診療所は、大正一三年一二月一〇日から活動を開始した。その日の様子は、左のようなものであった。

十二月十日、晴レタレ共昨日ノ降雨ニテ坭路歩行容易ナラズ。高木侍医以下総員午後一時出勤、直ニ開設準備ニ着手ス。開設ニ際シ高木侍医ヨ

リ所員一同ニ対シ挨拶アリ。

午後二時頃ヨリ患者参集シ、四時ノ受付時間ニ既二百余名ニ及ビ総診療人員三百十三名ニ達シ、予期以上ノ繁盛ナリシモ南千住警察署ヨリ宮迫警部補、巡查四名ト共ニ応接シ本願寺托児所亦主任外数氏助力セラレタル為甚タシキ混雑モナク、午後十時十分診療ヲ完了ス。

午後十時半 医員及薬局員退出。

午後十一時 場内ヲ整理シテ事務員以下退出。

午後五時 石井警視庁衛生部長及亀岡全医務課長視察トシテ来所ス。

午後六時 宮内事務官黒田氏、武宮氏及竹入宮内属来所。事務ノ打合ヲ受ク。

全時 細井宮内省薬剤師長来所。薬局ノ多忙ヲ見兼ネ終了迄援助セラル。

応援者

南千住署宮迫警部補、谷未巡查部長、山口、金坂、菊地ノ三巡查。

本願寺托児所員

治療人員 三一三名。

さて、以後の三河島診療所の活動内容は、以下のようなものであった。

(表1)

* 「入院紹介」 A = 峡田共立病院内科 / B = 東京帝国大学医学部小児科 / C = 東京帝国大学医学部内科 / D = 東京帝国大学医学部外科 / E = 泉橋病院外科

月 日	診 療 人 員			診療終了 (午後)	医局員退出 (午後)	事務員退出 (午後)	入院紹介
	新来	再来	合計				
12・10			313	10:10	10:30	11:00	
12・11	350	54	404	10:15	10:30	11:00	A (男1名)
12・12	263	194	457	10:00	10:30	11:00	
12・13	358	250	608	10:30	11:00	11:00	A (女1名) B (女1名)
12・14	298	282	580	10:00	10:30	10:30	E (女1名)
12・15	306	403	709	10:00	10:40	11:00	B (男1名)
12・16	297	422	719	10:00	10:40	10:40	B (男1名)
12・17	259	444	703	10:00	11:00	11:00	B (女1名) C (男1名)
12・18	223	539	762	10:30	11:00	11:20	
12・19	266	558	824	10:30	11:30	11:30	
12・20	247	623	870	10:30	11:00	11:00	
12・21	246	560	806	10:20	11:00	11:00	
12・22	201	692	893	10:30	11:00	11:00	D (外科・男1名)
12・23	245	715	960	10:30	11:00	11:00	
12・24	175	681	856	10:30	11:00	11:00	
12・25	163	967	1,130	11:00	12:00	12:00	
合計	4,210	7,382	11,592				
一日平均	264	462	726				

こうして三河島診療所の診療が始まったのであるが、同診療所は一六日間にわたり診療活動を行い、本来診療時間は午後四時から九時の間であったが、四時以前から患者が押し寄せ、終了は一〇時から一〇時三〇分の間で、最終日は一時であったことから理解されるように、現場の医師・看護婦をはじめ関係者は時間に拘束されることなく診療を続けたことが理解される。この姿は、他の診療所でも同じであった。そして、診療状況は新来（初診）者合計＝四、二一〇名／一日平均＝二六四名、再来診療者＝七、三八二名／一日平均＝四六二名、初診者と再来診療者の総合計＝一一、五九二名（内＝往診二三名）／一日平均＝七二六名（内＝往診二名）であった。

また、診療活動が円滑に行えるように宮内省関係者は当然のこと、さらに全日にわたり南千住署員、三河島町社会課主任安藤信一などの役場員、本願寺托児所員などの関係機関の協力も寄せられた。

なお、医療関係者の応援は、左のような状況であった。

一二月一五日	東京帝国大学医学部小児科医学士緒方安雄、同看護婦長山田八枝子（近藤外科）・看護婦（小児科）・看護婦（眼科）
一六日	東京帝国大学医学部和久井豊一、同看護婦
一七日	東京帝国大学医学部小児科医学士緒方安雄
一九日	東京帝国大学医学部入沢内科看護婦長佐々木キクノ
二〇日	東京帝国大学医学部小児科医学士緒方安雄、同眼科森永友泰
二一日	東京帝国大学医学部小児科看護婦
二二日	東京帝国大学医学部小児科医学士緒方安雄、同眼科松尾義雄、
二三日	東京帝国大学医学部内科神戸久誠・長谷川久良之助・星野章平、同外科古居亮次郎、同小児科和久井豊一、同眼科森永友泰、同内科看護婦三名、同眼科看護婦
二四日	東京帝国大学医学部外科医局青木三弦・阿久津勉、同小児科医局緒方安雄、同内科看護婦三名、同小児科看護婦、同外科看護婦二名
二五日	東京帝国大学医学部内科医局猿渡太郎、同外科古井亮次郎・青木弦三

診療活動の上での着目すべきは、二一日から診療終了後、毎日三河島町役場員に依頼して場内を消毒することにしたこと、一七日の新来患者と二三日に二一日から来診の患者が伝染病であることが判明したので適法の処置をとったことである。また、一三日と一四日には活動を迅速に行うために看護婦及び小使が増員されたのであるが、これなどは想像を超える患者が押し寄せたため診療が繁忙を極めたことの表れと思われる。

診療所の活動に対して貞明皇后の種々のバックアップがあったのであるが、一八日には皇后の御使として皇后宮大夫大森鍾一が東京府知事宇佐美勝夫、東京府社会課長神尾弑春を随行して診療所を視察すると共に、患者を慰問した。ついで二〇日、宮内次官関屋貞三郎も診療所を視察した。また、三河島町長山口久太郎、峡田共立病院長高田隣徳、東京帝国大学医学部教授林春雄・同塩田広重など関係者の来訪が続いた。

そして一二月二五日、侍医西川義方から職員一同に対して挨拶があり、種々懇談がなされ一二時近くに順次退出した。この三河島診療所の活動を記録した人物は、つぎのように書き記している。

顧ルニ去ル十日診療所開設以来、十六日間地ノ利、場所ノ適ト相俟ツテ職員ノ調和極メテ良ク、主任侍医以下小使ニ至ルマテ好ク奮励努力シタル為、殆ト何等ノ支障モ無ク好成绩ヲ以テ終始シタルハ欣快ニ堪エス

この評価は決して大げさなものではなく、衝撃的な被害をうけ、また自らの身体に大きなダメージをうけた人々を診療すべく日夜活動に従事することが如何に困難を極めたことであったかは想像に難くない。また既述したことであるが、二七日、職員二三名・応援員九名、計三二名が御召により宮城・内廷の拝観を許されている。

○大平町診療所

大平町診療所は、三河島診療所と同じく一六日間にわたり診療活動を行ったのであるが、その診療人員は（表2）のような状況であった。すなわち診療は午後二時台、或いは三時台に開始し、終了時刻は明示されていないが、午後九時から一〇時の間であったものと推測する。そして、診療状況は初診者合計＝三、七二七名／一日平均＝二三三名、再来診療者＝七、四一九名／一日平均＝四六四名、初診者と再来診療者の総合計＝一一、一四六名／一日平均＝六九七名であった。

(表 2)

月 日	診 療 人 員			受付開始 (午後)
	初診	再来	計	
12・10	333		333	3・40
12・11	353	54	407	3・30
12・12	168	217	385	3・00
12・13	320	260	580	3・00
12・14	275	297	572	2・40
12・15	290	364	654	2・30
12・16	256	439	695	2・40
12・17	244	505	749	2・50
12・18	224	562	786	2・50
12・19	202	544	746	3・00
12・20	213	648	861	2・50
12・21	186	608	794	3・00
12・22	200	654	854	3・00
12・23	168	636	804	2・50
12・24	133	657	790	2・50
12・25	162	974	1,136	2・40
合 計	3,727	7,419	11,146	
一日平均	233	464	697	
12・26	医員半数、薬局員・看護婦・事務員全部出勤。残務整理を終了。			

大平町診療所の診療に際しては、全日にわたり大平警察署長以下署員が応援した。また、日本赤十字病院長佐藤恒丸（一〇日・一七日）、日本赤十字社小児科医田中幸一（一三日・一八日）、同眼科医松本保三（一四日・二一日）、同小児科医長谷部善久（二〇日・二一日・二二日）の応援もなされた。

また、宮内省関係者は当然のこと、それ以外に診療開始日の一〇日には警視庁衛生部長石井保、同医務課長亀岡慶治、東京市衛生課長田村瑞穂が来訪して視察しているが、以後も日本赤十字社調剤主幹有賀孝治、内務省社会局技師熊谷直三郎、東京市施療病院長雨宮量七郎など関係者の来訪が続いている。

そして、二〇日には皇后宮大夫大森鍾一、二三日には宮内次官関屋貞三郎が視察している。なお、宮内省では診療所の活動を写真班に撮影させ記録を残している。

おわりに

以上、大正一三年一二月、関東大震災をうけて宮内省侍医寮が中心となった臨時診療所の活動について検討してきた。診療活動は、震災から約一年三ヶ月後、それも期間は大正一三年一二月一〇日から二五日までと短い期間であった。そもそも侍医寮は、天皇及び皇族の健康管理を業務とし、一般の人々を対象とした活動は本来的に想定されていない。にも拘わらず侍医寮が貞明皇后の思召をうけて、他機関の協力を得て、被災者の診療にあたったことの意味を深く考えない訳にはいかない。惨憺たる被害をうけた人々の中に分け入って診療活動を行ったことの意義には大きなものがある。

確かに約二週間という期間ではあるが、まだまだ不安定な社会状況の中、通常の業務を疎かにせず、その上での診療活動の負担がどれだけ重いものであったかは想像に難くない。そのことは午後四時から同九時の間が診察時間とされたことから理解される。侍医達と他機関の医師達は、通常業務を行い、その上に被災者への診療活動を行ったのである。

また、診療を行った結果、その不十分さから却って民衆の不満をかい、それが宮内省への反感につながるものが危惧された。そのために活動開始前に

関係機関と綿密な打ち合わせと調整をはかりながら不測の事態にも対応できるように準備を整えて臨んだのであるが、その反応には常に神経を張り巡らせて対応したであろう。正確な数値は不明であるが、二七日の宮内大臣牧野伸顕の話にあるように診療をうけた人々は五万人を超えたという。短い期間とはいえかなりの数である。結果からみても診療活動は、多くの民衆の信頼を得て見事な成果をあげたのである。

なお、この侍医寮の診療活動を考える際、宮内省巡回救療班の活動は無視することはできない。註1)に掲げた論稿で述べたように、その活動はかなり積極的であったことが明らかである。侍医寮側が同救療班の活動に大きな刺激をうけていたとしても不思議ではない。ましてや貞明皇后の思召があったのならなおさらである。

いずれにしても侍医寮の臨時診療活動は、宮内省巡回救療班同様、貞明皇后の強い意志を抜きして語ることはできない。こうしたことから皇室の新しい姿を模索する貞明皇后の本格的な研究がはじまることを願ってやまない。

註

- 1) 「関東大震災と皇室及び宮内省」(『大倉山論集』第五七輯)、「関東大震災時における宮内省巡回救療班(一)(二)」(『大倉山論集』第五八、第五九輯)、「関東大震災と貞明皇后」(『大正大学研究紀要』第九七号)、「関東大震災と摂政裕仁親王」(『大正大学大学院研究論集』第三七号)など。
- 2) 大正一四年以降に侍医寮による臨時診療活動が行われなくなったのは、周知のように大正一四年を過ぎると天皇の御病状が極端に悪化し、皇室を取り巻く環境も全く予断を許さない状況下となったことが大きな一因であったのではないかと考える。なお天皇は、大正一五年一二月二五日に崩御する。よって貞明皇后は皇太后となられたので、こうした診療活動を積極的にバックアップすることはできなくなったこともあったであろう。
- 3) なお、本会議では出席者へ「設置計画案」が配布されたのであるが、筆者はそれを確認できていない。
- 4) 診療時間が午後三時から同九時まで設定されているのは、診療に従事

する医師の本来業務への影響と、余程のことがないと仕事を休み受診することが難しい人々の事情を考えてのことと思われる。

- 5) 「侍医」と記された史料の箇所の上欄外に「侍医ノ名ヲ診療所ニ出スコト 可成人ヲ替ヘサルコト」との書き入れがある。
- 6) この部分を書き込まれた史料の欄外上部に「陛下ヨリ半頃夜食等ヲ賜ハ
(ママ)
ルコト」との記述がある。
- 7) 診療券の配布については、かなり柔軟な方法も取られていたようで、『東京朝日新聞』大正一三年一二月一〇日の記事に「皇后陛下の畏き思召に依り組織された宮内省侍医寮臨時診療部では、本社の歳末巡回慰問部に対し多数の診療券配布方を依託されたので、本社慰問部では篤志婦人記者班の手で夫々同情すべき家庭を訪問し畏き思召しに浴せしめることゝなつた」とあり、配布の実際が垣間見える。
- 8) 大正一三年一二月一日付。また同新聞の大正一三年一二月一七日付の記事でも各診療所に患者が押し寄せ、侍医をはじめ関係者が奮闘していることを報じている。
- 9) 一日、印刷物の配布のため省丁が鮫ヶ橋診療所・本所深川診療所・日暮里診療所・三河島診療所に派遣された。